



平成30.2.1
 第39号
 公益社団法人
 三条法人会
 三条市須頃1-20
 三条商工会議所会館5F
 TEL (0256) 35-6350
 FAX (0256) 32-9335
 URL
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>
 発行責任者
 総務広報委員長 長岡 信治
 (題字 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 三条市地域経営課)

まちなか交流広場「ステージえながわ」

室内と屋外の間領域の「縁側」のように、とにかく気軽に立ち寄っていただきたい場所です。散歩のついでに、友人との語らいや会合の場として、また軒下に配置してある「えながわ」に座り、市場の買い物の際の休憩や、待ち合わせ場所として、いつでもご利用いただけます。

また、施設内の食堂「三条スパイス研究所」では、地元食材を使ったカレーを始めとする健康的なスパイス料理を提供しています。

さらに、二・七の市の日は、毎回違うメニューの和食「あさいちごはん」が500円(朝7時から9時まで、売切れ次第終了)で食べられます。地域の方々からお手伝いいただき、食事だけでなく交流も楽しめます。

様々なイベントも行っていますので、まずは気軽に遊びに来てください。

三条法人会
消費税期限内納付
 推進運動実施中

迎春 ~2018年頭ご挨拶~



新年のご挨拶

公益社団法人 三条法人会
会長 野崎 正明

新年を迎えるにあたりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、健やかに新春をお迎えになったことと心よりお喜び申し上げます。

昨年開催されました第6回通常総会におきまして、会長に選任いただきましてから、早半年が経過いたしました。この間、税務当局をはじめ関係各位そして会員の皆様のご指導ご協力のなか、着実に事業を進めることができました。改めて、感謝を申し上げます。

平成29年度は公益社団として再出発してから6年目の年でありましたが、「法人会の基本方針」に則り公益法人としての使命を達成するため、諸事業に取り組んでまいりました。税を巡る諸環境の整備・改善を図るための事業では、税に関する研修、セミナー、諸講演をはじめ、小・中・高校生並びに大学生を対象にした租税教室の開催、そして税に関する絵はがきコンクールなど実施をいたしました。

また、地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業では、講演会、セミナーの開催は勿論、福祉施設へのタオルの寄贈など、社会貢献事業も実施してまいりました。何れの事業も、今後も積極的に展開していく予定であります。

さて、昨年12月に2018年度税制改正大綱が、決定いたしました。中小企業への減税措置なども多く、私達会員企業も、改正内容の勉強をしていかねばならないと思っております。とりわけ、賃上げや設備投資で投資を増やした企業への法人実効税率の負担軽減や事業承継税制の拡充などの注視が必要ですし、賃上げや設備投資が無い企業はその対象から除外されることも、忘れてはならない内容であります。また、31年10月に延期されていましたが消費増税やそれに伴う軽減税率の導入など、今後目まぐるしく変化する税制環境をしっかりと把握しながら、企業経営に反映していくことも必要となっております。税務当局並びに税理士会の皆様に、より一層のご指導をお願い申し上げます。

法人会が、会員の皆様をはじめ地域社会において、必要とされる事業が実施できるよう、今後も役員の皆様と一緒に考え取り組んでまいりたいと思います。

結びに会員企業の益々のご繁栄と皆様のご健勝を祈念するとともに、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

三条税務署
署長 廣瀬 隆

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は野崎会長をはじめとする役員及び会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として、税務研修会や租税教室等の租税啓発活動並びに社会貢献活動などに意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされておられます。このような充実した事業活動は、税務に携わる私どもといたしましても誠に心強い限りであり、役員並びに会員の皆様方のご努力に深く敬意を表す次第であります。今後とも、税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、平成31年10月から消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率制度が実施されることとなります。国税当局といたしましては、納税者の皆様が改正内容や新たな消費税の仕組みを理解し、自ら適正な申告と納税ができますよう、関係省庁と連携して制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応に着実に取り組んでいくこととしております。法人会の皆様におかれましては、会報誌による制度の周知や研修会の開催などを通じまして、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、年が明けまして、平成29年分の所得税等の確定申告の時期を迎えました。この所得税等の確定申告につきましては、税務署では自宅からICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。会員企業役員等の皆様は、所得税や贈与税の申告をする際は、e-Taxを是非ご利用いただきますとともに、社員・従業員の方が、医療費控除等で所得税の申告をする際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成され、郵送等により提出いただきますよう、周知等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 正副会長会議・理事会の開催



平成29年10月16日(月)、三条市旭町「二洲楼会議室」において、役員改選後、最初の正副会長会議を開催しました。今後の事業運営、会員増強について等、正副会長の意見交換を行いました。

11月17日(金)、三条市横町「銭心亭お、乃」において、理事会を開催しました。議題は、議決事項として、第1号議案「就業規則の制定について」及び第2号議案「平成29年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と報告事項として、平成30年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告について、平成29年度後期会議・事業予定について

等、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行いました。

第1号議案「就業規則の制定について」では、事務局の勤務日については、県連と県内法人会の状況に合わせて、月曜から金曜日とすること並びに勤務時間も9時～5時に変更することなど、現状に合わせた規則の制定が提案され、平成30年1月1日から施行することで承認されました。第2号議案「平成29年度会員数の状況と会員増強の推進について」では、29年4月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が10社、退会が25社、全体では15社の減となる報告がおこなわれた。特に退会25社の内15社については、法人の解散、整理、倒産など法人組織そのものがなくなる又は事業縮小によるため等の退会理由となっている厳しい現状が報告された。これらの現状を受けて、大変厳しい状況であるが、野崎新会長のもと、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について積極的に取り組んでいくことが確認された。

報告事項については、平成30年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告、第17回法人会ゴルフ大会収支決算報告、今後の事業予定等の状況説明が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険3社から、今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受け、新規・見直しを含め加入実績を上げていくことが確認された。



法人会会員の皆様へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう!

①三条法人会に加入していること及び役職名。

今まで確定申告書に貼付するシールを配布していましたが、電子申告が普及しましたのでシールの配布は廃止しました。代わりに法人事業概況説明書の所定欄に記入し法人会に加入している旨を表示することとしました。

②自主点検チェックシートを作成していること。

法人会では、企業の税務コンプライアンスの向上のための取り組みとして「自主点検チェックシート」の活用を推奨しています。チェックシートを作成している場合は記載してください。チェックシートの作成様式と記入方法は三条法人会ホームページからダウンロードできます。

上記の記載の推奨については、税理士会三条支部を通じ、管内の税理士の方々にも依頼済みです。

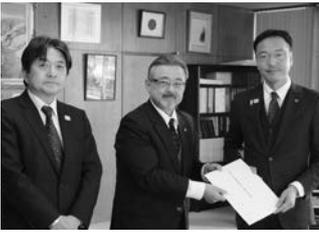
(記載例)

帳簿書類の名称	
14 帳簿類の 備付状況	自主点検チェックシート

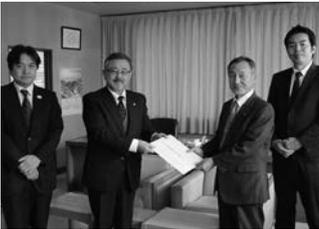
(記載例)

16 加入組合等の 状況	(公社) 三条法人会			
	(役職名) 理事(副会長)・三条地区会会長			
	(役職名)			
	営業時間	開店 時	閉店 時	
	定休日	毎週(毎月)	曜日(日)	

～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員へ提出～



平成30年度の税制改正に関する提言書を去る12月1日（金）、野崎会長と外山税制委員長、事務局で、國定勇人三条市長、武石栄二市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。又、同日、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね、相墨秘書に提言書を手渡し要望を行いました。



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員にアンケート調査を実施、要望事項を県連単位で集約したものを、全法連税制委員会・理事会の承認を経てまとめたものです。



～平成 30 年度税制改正スローガン～

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を!
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を!
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を!
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を!

平成30年度税制改正に関する提言（要望項目）

<基本的な課題>

I. 税・財政改革のあり方

- 1 財政健全化に向けて
- 2 社会保障制度に対する基本的考え方
- 3 行政改革の徹底
- 4 消費税引き上げに伴う対応措置
- 5 マイナンバー制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人実効税率について
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置
- 3 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

- 1 納税環境の整備
- 2 租税教育の充実

<税目別の具体的課題>

1 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 公益法人課税

2 所得税関係

- (1) 所得税のあり方（控除制度の見直し等）
- (2) 少子化対策（税制上の支援措置）

3 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の負担率の軽減他

4 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し（評価の一元化等）
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税の見直し
- (4) 法定外目的税の見直し

5 その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告
（地方税の電子申告との統一的な運用の検討等）

<個別法令・通達関係>

I. 法令関係

1 法人税関係

- ① 無形減価償却資産（ソフトウェア）の期間短縮
- ② 引当金の損金算入の見直し（退職・賞与引当金）
- ③ 電話加入権の損金算入の見直し
- ④ 耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置
- ⑤ 法人税の延納の復活及び利子税率の軽減
- ⑥ 申告書の提出期限の延長（3か月以内に）

2 所得税関係

- ① 土地・建物等の損益通算（譲渡損失の損益通算等）
- ② 不動産所得の負債利子の損益通算の復活
- ③ 医療費控除限度額引き上げ（限度額を300万円に）
- ④ 源泉納付の見直し（納付期限の延長）

3 相続税・贈与税関係

- ① 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ
- ② 相続財産からの控除の新設（遺言執行費用等）
- ③ 被相続人の保証債務の弁済
- ④ 贈与税の配偶者控除額の引き上げ（3,000万円に）

4 消費税関係

- ① 消費税の確定申告書の提出期限の延長
- ② 消費税の届出書の提出期限の延長

5 印紙税の廃止

6 地方税関係

- ① 固定資産税の免税点の大幅引き上げ等
- ② 法人事業税の見直し
- ③ 個人住民税（特別徴収事務簡素化等）
- ④ 欠損金繰戻し還付制度・延納制度の新設
- ⑤ 償却資産の賦課期日の見直し

II. 通達関係

1 法人税関係

- ① 修繕費の認定範囲の見直し
- ② 借地権の地代認定基準の見直し

2 相続税関係

- ① 取引相場のない株式の評価の見直し等

合同納税表彰式

毎年「税を考える週間」時期に開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月15日(水)、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

三条税務署長表彰者(敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与されました。

公益社団法人 三条法人会
前女性部会長 小越 百合子



★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」(順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

- | | | |
|--------|---------------|-------|
| ○三条地区会 | (株)三条ロイヤルホテル | 石田 紀子 |
| | (協)三条経営労務センター | 布施 久代 |
| | (株)鱈田屋菓子店 | 外川美和子 |
| | (株)コロナ | 渡邊 晃弘 |
| | (株)コロナ | 泉田 裕子 |
| | (株)コロナ | 陶山 剛 |
| ○見附地区会 | (株)五十嵐プライヤー | 鈴木 恵美 |



税に関する作文コンクール(公益社団法人三条法人会長賞)(敬称略)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

中学生の部 三条市立 大崎中学校 3年 佐藤 花南
題名 「これからの日本は…」



日商3級簿記(複式簿記)講座の開催



8月29日から10月31日までの16日間、三条商工会議所において、毎年度実施している日商簿記3級講座を開催した。松崎税理士事務所の松崎孝史先生を講師に迎え、午後6時30分から9時までの夜間の長期講座であったが16名が受講し日商簿記検定試験3級合格を目指した。

初日の8月29日午後6時30分から開校式を行い、講師の松崎さんからはこの講習を受講されたからには是非最終的に日商簿記の3級を取っていただきたいと激励のメッセージを送り講義に入った。10月31日の最終日には、出席率70%以上の12名に対し法人会より終了証書が交付された。

青年部会の活動

租税教室の開催



三条高校

三条法人会青年部会では、租税教室の開催にも積極的に取り組んでいます。小学校で開催される租税教室の講師として部会員を派遣しており三条地区の長沢小学校、西鱈田小学校、月岡小学校、嵐南小学校、見附地区の新潟小学校、加茂地区の七谷小学校、田上地区の田上小学校の7校で実施した。講師は青年部会の役員が持ち回りで担当し、DVD等を活用し45分間の講義を行った。

嵐南小学校では6年生5クラス同時開催し、子供たちからもクイズ等を取り入れていただき楽しく学習することができました等の言葉を頂き大変好評だった。



七谷小学校 (加茂市)



月岡小学校 (三条市)



嵐南小学校 (三条市)

女性部会の活動

「セミナー&やさしい税金教室」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度は、12月15日(金)に「越前屋ホテル」で開催しました。

第1部は、そうじコンサルタントの「ふじた美幸」氏をお迎えし、「お掃除による家事の効率化」と題して講演をいただいた。掃除を通して「仕事の効率化」「家事の効率化」等のイノベーションをロジカルにわかりやすく説明を受け大変有意義な講演会となった。



第2部は、三条税務署の川崎智久統括官より「税金よもやま話」と題し講話をいただいた。その後のフリートーキングの座談会でも部会員からの質問に対しても丁寧な説明を受け、大変意義ある意見交換ができました。

タオルの寄贈



地域社会貢献活動の一環として、去る12月22日、見附市社会福祉協議会に田中部会長、荒井副部会長、事務局の3名でタオル750本を持参、今野会長に手渡した。見附市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

企業訪問

SUWADA OPEN FACTORY



【会社の概要】

- 社名 株式会社 諏訪田製作所
- 代表者 小林 知行
- 住所 〒959-1114 新潟県三条市高安寺 1332
電話 0256-45-6111 FAX 0256-45-4528
- 資本金 1,000万円
- 従業員数 50名
- 事業内容 利器工匠具製造
- E-mail suwada@suwada.co.jp
- URL <http://www.suwada.co.jp>



大正15年に創業した弊社もおかげさまで90周年を迎えることができました。この間、一貫して刃物鍛冶の仕事を生業とし、創業当初から変わらずに「*喰切はさみ」の製造をしております。

戦後間もなく、オリジナルで作り始めたニッパー型のつめ切りも、当時と製法は全く変わりありません。材料素材の吟味から始まり、鍛造～研磨～仕上げとすべて熟練職人の手作りです。

かかわられています。このように古来より受け継ぐ製造業のあり方は世界でも珍しくなりましたが、伝統を守り続ける地場産業の姿でもありますので、かねてより見学のお客様が多数お越しになっていました。

これに対応できるように7年前より既存の工場を改装し、どなたでも自由



に見学のできる**オープンファクトリーを作り上げました。業界でも初めてとなるこの形態は開店から人気を博し、順調に入場者数も増えて、今では年間に2万5千人の来場を数えるに至ります。工場見学だけではなく、お客様は併設のアウトレットショップでのお買い物も楽しまれているようです。

第二次産業である製造業者の弊社ですが、このように個人のお客様への販売も含めた第三次産業化をしているのは時代の流れでしょうか。単に商品の品質や性能だけを求められていた工場は、お客様が集い学び楽しむ場所へと変貌しました。

このように既存の地域資源に着目し、新たな意味づけをして産業観光として捉えた燕三条地域の大会である「KOUBAの祭典」は、全国から5万3千人の集客をする大きな催しに成長しています。

私どもの小さな変革が、地域の大きなムーブメントに影響を与えているとしたなら、まさに職人冥利に尽きるというものです。

人は決して無意識に動いてはくれません。何か思いがあって、それに向かって自ら行動するものです。

職人の思いがお客様に直接届くことを双方向で実感できる現場工場が、このオープンファクトリーでありたいと思っています。

*すり合わせるタイプの一般的なハサミと違い、対象に喰い込みながら切断する「ニッパー」と呼ばれる形状のはさみの一種。

**SUWADAオープンファクトリーは入場無料で年中無休にて営業しております。



生きる～健康法・趣味～



創業60年を前に組立屋の新たな挑戦

株式会社 皆川製作所

代表取締役 曾根亮子様

(株)皆川製作所にお任せください!

創業58年、2年後の60年を目前に、会社案内にこのフレーズを大きく入れました。当社は、祖父が初代、父が2代目、そして私は、4年前に3代目として社長に就任しました。現在従業員数は40人であり、お陰様で年々増加しています。10代から70代まで元気に働いています。業務内容としましては、地元の手元メーカー様から受託している暖房器具を中心に、様々な製品の組立業を行っています。さらに、組立業以外では将来収益の柱になるような新規事業を模索中です。

新規事業を模索するために、まずは会社のPR活動を積極的に行いました。会社案内とホームページを作成し、名刺のデザインも明るいイメージに変更しました。その結果、弊社のホームページは、「新潟 組立」というキーワードで検索すると、最上位に検索結果が表示されるようになりました。こうした取り組みによって、ホームページ経由で問合せが入り、数社との新たな取引が始まりました。

また、展示会にも積極的に出展し、新規会社様とご縁をいただくことができました。現在は、暖房機器、空調機器、健康・医療機器、自動車用機器、住宅関連、日曜雑貨など幅広い組立業務を受注し、去年は300万個以上の製品を出荷することができました。当社が最も力を入れているのは品質管理です。製品出荷の中での不良率は0.0001%となっております。今期は不良率完全ゼロをめざして日々の業務に取り組んでおります。『丁寧な仕事と安心して任せられる会社』というのが当社の強みです。

3年前には、本社に隣接していたプレス工場様が引越する際に、工場と駐車場を購入しました。それまで借りていた第2工場や駐車場、倉庫を返却して、隣接の工場と本社をつなげる道路を作りました。それによって、40フィートコンテナを積んだトラックが直接入ることが可能になりました。これにより海外からの部品をコンテナで受け入れ、最終組立・検査・梱包を行うことで、「日本製」の製品とする事業を開始することができました。合言葉は「メイドインジャパンのお手伝い」です。

また、この倉庫からインターネットの注文に対して即日配送できるシステムを構築し、お客様のニーズに対応できる体制を築きました。

これまで弊社は、工場、倉庫、駐車場を借りる側でありましたが、現在は貸す側に回る4つの新規事業を始めました。

1番目は、自動倉庫(252区画)の有効活用です。貸倉庫業を開始しました。

2番目は、弊社の社員を派遣する人材派遣事業です。社内ですっかりと教育した社員を派遣する「組立屋によるプロの派遣」が他社との差別化のポイントです。おかげさまで現在では数社のお客様の会社に、弊社の社員を派遣しています。

3番目は、アイデアを貸し出す事業として、商品のプロデュース事業も開始しました。最近では、部品の材料や製造できるメーカー探しなどについて相談を受けるようになり、製品の企画段階から関わる仕事も増えてきました。

4番目は、工場や大規模リゾート施設で使用しているボイラーの燃料を削減する装置の開発・製造です。本プロジェクトにおいて、弊社は設計段階から参画し、部品調達、組立、設置後のメンテナンス業務までを行っています。

これからもお客様に喜んでいただき、従業員全員が安心して働ける職場をつくる事が責務だと思っています。とはいえ楽しいことが大好きなので、社長室で、挽きたての珈琲を淹れて飲みながら、前向きにお客様や社員と夢を語りあうのも大好きです!

社員の笑い声が溢れ、一人一人の強みを活かした経営をしていきたいと思っています。

今後も取引先のニーズに柔軟に対応し、お客様と社員と共に歩んでいけたら幸いです。

編集後記

平成30年の新春を迎え謹んでお喜び申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から総務広報委員会にご協力いただき誠に有難うございます。

今年の冬は、例年よりも気温の低い日が多いような気がします。皆様方には体調には十分気を付けていただきたいと思います。

さて私も総務広報委員長を仰せつかり半年が経ちましたが、まだまだ不慣れで皆様にご迷惑をかけっぱなしで誠に申し訳ございません。今年は皆様からの素晴らしい情報を残すことなく会員に広報していきたいと思っています。これからも会員の皆様からご指導ご鞭撻をいただきながら頑張って職務を全うしたいと思いますので宜しくお願い致します。

(総務広報委員長 長岡信治)

三条税務署

平成31年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度が実施されると、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となります。

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

《例》 飲食料品の小売業を営む事業者の方、

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいかを確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジの導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には支援措置があります。



- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇	
領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
割り香	2,200円
合計	7,600円
(8%対象)	5,400円
(10%対象)	2,200円
お預り	8,000円
お釣	400円

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

- 軽減税率制度に関するご相談
(消費税軽減税率電話相談センター)
専用ダイヤル 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)
- 消費税の軽減税率制度について(国税庁)
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の補助金(軽減税率対策補助金事務局)
<http://kzt-hojo.jp>
- 消費税の転嫁等に関する相談等
(消費税価格転嫁等総合相談センター)
<http://www.tenkasoudan.go.jp>



消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
例えば、個人事業者の場合、平成 27 年の課税売上高が 1,000 万円を超えていれば、平成 29 年は消費税の課税事業者となります。
(注) 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超える場合は、課税事業者になります。
なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
※ 例えば、小売業で課税売上高が 2,000 万円の場合、月々の積立額は約 27,000 円 (各月売上高×売上に対する納税額の目安率 1.6%) となります。

区分	卸売業 (第 1 種事業)		小売業 (第 2 種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第 3 種事業)		飲食店業など (第 4 種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第 5 種事業)		不動産業 (第 6 種事業)	
	みなし仕入率	納税額の目安率	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額
みなし仕入率	90%	0.8%	1,000	0.7	1,500	1.0	2,000	1.4	2,500	1.7	3,000	2.0
売上に対する納税額の目安率	0.8%	1.6%	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
年間課税売上高	84	8	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
各月売上高	125	12	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
	167	16	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
	209	20	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
	250	24	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注 1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
(注 2) 上記みなし仕入率は、原則として平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。
(注 3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書や IC カードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。) に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

インターネットで 申告ができます！



STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご参照ください)

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

利用率

利用者の感想

2人に1人が利用 94%の方が役立つ
と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。



e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダー

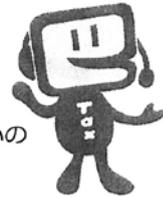
印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

お問合せ先のご案内



内容によって、お問合せ先が異なります。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようにおかけください。

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ ^{e-コクセイ}0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーライタの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ ^{マイナンバー}0120-95-0178 (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

申告書の作成などにあたってご不明な点に関するお問合せ

最寄りの税務署

☎ 電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

マイナンバーに関するお知らせ

申告手続などには

マイナンバーの記載

と

本人確認書類の提示 又は 写しの添付

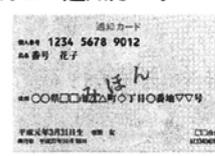
が必要です。



例1 マイナンバーカード



例2 通知カード



+ 運転免許証など



※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

医療費控除は 明細書を作成して提出すればOK!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻: 花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18	■■病院 診療 6,000円 ①
5/28	■■病院 診療 3,400円 ①
	▲▲薬局 医薬品 700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13	〇〇診療所 診療 3,300円 ③
	医薬品 1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

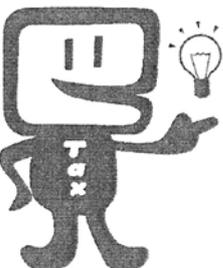
氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項
 医療費通知(※)を添付する場合は、右記の1)~3)を記入します。
 ※ 医療保険者が発行する医療費の通知(※)を添付する場合は、次の項目が記載されている場合があります。
 (※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

1) 医療費通知に添付された医療費の額	2) 1)の1/3未満の額に 医療にかかった医療費の額	3) 2)の1/3未満の額に 社会保険料などで 補填される金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細
 「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1)に記入したものに付しては、記入しなくても構いません。

1) 医療を受けた方の氏名	2) 病院・薬局などの支払先の名称	3) 医療費の区分	4) 支払った医療費の額	5) 4)の1/3未満の額に 社会保険料などで補填される金額
氏名	名称	①診療・治療 ②医薬品購入 ③介護保険サービス	円	円



・ 医療を受けた人
 ・ 病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③	国税花子	〇〇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

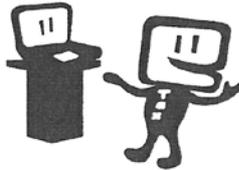
医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



～三条税務署からのお知らせ～

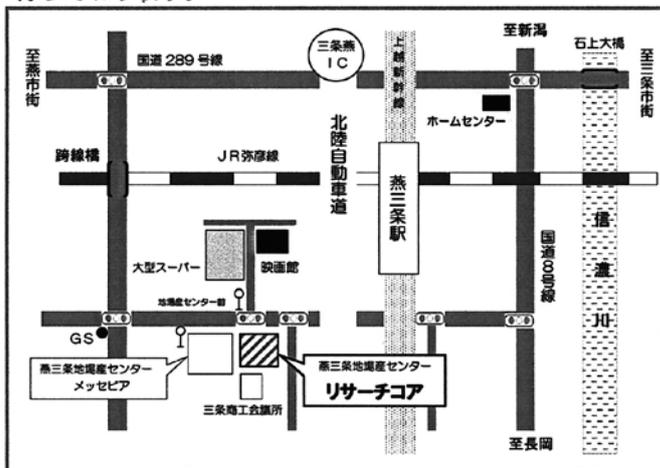
燕三条地場産センター「リサーチコア」に 確定申告会場を開設します！



- 開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日は開設しておりません。)
- 受付時間 午前9時～午後4時
※会場の混雑状況により早めに受付を締め切る場合があります
- 場 所 リサーチコア6階 研修室1、2、3
三条市須頃1丁目17番地(下図参照)

三条税務署庁舎では、申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

※ 上記期間中、三条税務署庁舎では、作成済確定申告書の提出の受付及び確定申告書用紙の配付のみ行っております。



- 交通機関のご案内
- 電車 燕三条駅
(燕口より徒歩5分)
 - バス 越後交通バス
「地場産センター前」下車
 - 車 施設内駐車場370台

復興特別所得税が課税されます

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に 2.1%の税率を掛けて計算した金額です。また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

公的年金を受給されている方へ

平成 23 年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- この場合であっても、確定申告の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※リサーチコア会場に関するお問い合わせは、三条税務署(電話 0256-32-6211 自動音声案内)へおたずねください。



法人会のビジネスガード **Business Guard** *Series*

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

新潟支店

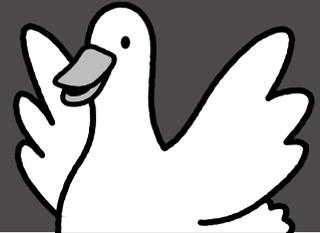
〒951-8068
新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル 6 階
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで* 月々の収入をサポートします

* 保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

新潟支社 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF 法推 -2016-0054-1712002 8月4日

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045

AIG AIG損害保険株式会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命ビル6F) TEL 025-223-6231

F-29-1003(平成29年11月7日)
B-152257 2017-11